

令和7年度「漁業人生まるみえ事業」
委託業務契約書（案）

沖縄県

契約相手

委託業務契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、令和7年度「漁業人生まるみえ事業」の実施に伴う委託業務について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、令和7年度「漁業人生まるみえ事業」（以下「委託業務」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施方法）

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議して処理するものとする。

（委託業務の期間）

第3条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月6日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託事業に対する委託料として、金●●●円（うち消費税額及び地方消費税額金 ●●●円）を乙に支払うものとする。「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、委託料を委託事業に要する経費以外に使用してはならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（実施計画書）

第6条 乙は、委託業務を実施するにあたり、この契約締結の日から10日以内に実施内容（方法、体制、費用、スケジュール等）を明記した実施計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

- 3 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙で事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(計画の変更)

第7条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更及び人件費、一般管理費を除く各項目区分の20パーセント以内の変更を除く。）は、あらかじめ変更申請書（様式第1号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項に定める事項の承認をする場合には、条件を付することができる。

(契約の変更、中止等)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙で協議して定める。

- 4 乙は、やむを得ない事由により、本委託事業の実施が困難となったときは、速やかに廃止（中止）申請書（様式第2号）を甲に提出し、甲乙で協議の上、契約を解除できるものとする。

- 5 第1項及び第4項の規定により契約の一部変更又は中止を行ったときは、第13条から第15条の規定に準じて精算するものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、仕様書の規定に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書（様式第3号）（再委託の変更の場合は（様式第4号））を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

- 6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第6項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第11条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(進捗状況の報告等)

第12条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告書の提出)

- 第13条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は委託期間満了の日のいずれか早い日までに、遅滞なく甲に対して委託業務についての実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 乙の提出する実績報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再実施を求めることができる。
- 3 前項により、甲が再実施を求めたときは、乙は、この実施を自己の負担において速やかに行わなければならない。

(委託料の額の確定)

- 第14条 甲は、前条の規定により報告を受けたときは、事業完了の確認、検査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。また、払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。
- 2 前項の確定額は、委託業務に要した経費の額と契約額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、精算払い請求書（様式第6号）を甲に提出し、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、委託業務の完了前に経費の支払を受ける必要があると甲が認めるときは、概算払い請求書（様式第7号）を甲に提出し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額について支払を請求することができる。
 - (1) 委託業務着手時、契約金額の3割以内の額
 - (2) 委託業務の進捗割合に応じて、契約金額の9割以内の額（前号の規定による請求額を含む）
- 3 甲は、乙から前二項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。
- 4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。
- 5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年2.5パーセントの割合で計算した金額を徴収できるものとする。

（甲による契約の解除及び違約金）

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、催告を要さず本契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が次に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (5) 乙が契約の一部を第三者に委任又は請負わせ、当該第三者が次に掲げるいずれかに該当するとき、本契約を解除することができる。

ア 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると知りながら、当該第三者と契約を締結したとき。

イ 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると判明し、甲が乙に対して当該契約解

除を求め、乙が従わなかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。
- 3 乙は、前項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、当該未納期間に応じ、当該未納額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を甲に支払わなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第17条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第1項第4号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第18条 甲は、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第16条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(知的財産権の取扱)

第20条 乙が本委託業務により取得した著作権を含む全ての知的財産権は、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 乙が本委託業務により取得した著作物（ただし、取得した著作物の本質的特徴を直接感得できる著作物全てを含むものとする。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、全て甲に譲渡する。
 - (2) 本契約締結後に、乙が本委託業務により創作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、当該著作物納入時に、甲に移転する。
 - (3) 乙は、本委託業務により創作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(関係証拠書類を整備及び保存)

第21条 乙は、委託業務に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類を整備し、委託業務終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿
 - (2) 前項の者ごとにおいて実際に委託業務に従事したことを証明する帳簿等

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第22条 甲は、乙の故意又は重過失により委託料の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての実績報告書（様式第5号）を再提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

(甲による契約の公表)

第25条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

(契約書の解釈)

第26条 本契約に関する一切の事項については、甲乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

3 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(存続条項)

第27条 甲及び乙は、本契約期間終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第20条から第26条は、引き続き効力を有する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年●月●日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙 住所 ●●●

氏名 ●●● 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記参考様式 1 (第4の2(別記特記事項第4及び第5)関係)

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者:この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記参考様式 2 (第4の2(別記特記事項第4及び第5)関係)

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました(します)ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者:この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和7年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 変更申請書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務の変更について、委託業務契約書第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和7年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 廃止（中止）申請書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務の廃止（中止）について、委託業務契約書第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 廃止（中止）の理由

2 委託業務の実施状況

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について

単位：円

区 分	月 日現在 支出済額	残 額	支出予定額	廃止(中止)に 伴う不用額	積算内訳
計					

3 廃止（中止）後の措置

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について
- (3) 経費支出予定明細

単位：円

区 分	支出予定額	積 算 内 訳

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)

令和7年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 再委託承認申請書

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名																					
契 約 金 額	円																				
契 約 年 月 日	令和	年	月 日																		
履 行 期 限	令和	年	月 日																		
再委託を予定 する業務																					
再委託予定額	円																				
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)																				
再委託予定期間	令和	年	月 日 ～ 令和 年 月 日																		
再委託の必要性																					
再委託先選定理由																					
再委託先の 適 格 性 ※	<table border="0"> <tr> <td>業務履行に必要な人員・技術・設備等</td> <td>☐あり</td> <td>☐なし</td> </tr> <tr> <td>期間内の適正な業務履行の確保</td> <td>☐可</td> <td>☐不可</td> </tr> <tr> <td>指名停止措置を受けている者</td> <td>☐非該当</td> <td>☐該当</td> </tr> <tr> <td>本件契約の競争入札参加者</td> <td>☐非該当</td> <td>☐該当</td> </tr> <tr> <td>暴力団員に該当する者</td> <td>☐非該当</td> <td>☐該当</td> </tr> <tr> <td>暴力団と密接な関係を有する者</td> <td>☐非該当</td> <td>☐該当</td> </tr> </table>			業務履行に必要な人員・技術・設備等	☐ あり	☐ なし	期間内の適正な業務履行の確保	☐ 可	☐ 不可	指名停止措置を受けている者	☐ 非該当	☐ 該当	本件契約の競争入札参加者	☐ 非該当	☐ 該当	暴力団員に該当する者	☐ 非該当	☐ 該当	暴力団と密接な関係を有する者	☐ 非該当	☐ 該当
業務履行に必要な人員・技術・設備等	☐ あり	☐ なし																			
期間内の適正な業務履行の確保	☐ 可	☐ 不可																			
指名停止措置を受けている者	☐ 非該当	☐ 該当																			
本件契約の競争入札参加者	☐ 非該当	☐ 該当																			
暴力団員に該当する者	☐ 非該当	☐ 該当																			
暴力団と密接な関係を有する者	☐ 非該当	☐ 該当																			

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
 企業(団体)名
 代表者(職氏名)

令和7年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 再委託変更承認申請書

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名				
契 約 金 額	円			
契 約 年 月 日	令和	年	月	日
履 行 期 限	令和	年	月	日
変更理由(必要性)				
再 委 託 業 務	【変更前】 【変更後】			
再 委 託 額	【変更前】	円	【変更後】	円
再 委 託 先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)			
再 委 託 期 間	【変更前】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
再 委 託 先 の 適 格 性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当			

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること。

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和 7 年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 実績報告書

標記の委託業務に係る実績について、委託業務契約書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施期間

2 実施した委託業務の概要

3 委託業務に要した経費

単位：円

区分	精算額	予算額	比較増減		積算内訳
			増	減	
計					

様式第 6 号（第15条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名
担当者（フルネーム）
電話番号

令和 7 年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 精算払い請求書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務に係る委託料について、下記のとおり請求
します。

記

1	請求金額	金	円
	内 訳		
	(1) 契約額	金	円
	(2) 確定額	金	円
	(3) 受領済額	金	円
	(4) 今回請求額	金	円
2	振込先		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別		
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義		

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名
担当者 (フルネーム)
電話番号

令和 7 年度「漁業人生まるみえ事業」委託業務 概算払い請求書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務に係る委託料について、下記のとおり請求
します。

記

1	請求金額	金	円
	内 訳		
	(1) 契約額	金	円
	(2) 受領済額	金	円
	(3) 今回請求額	金	円
	(4) 残額	金	円
2	振込先		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別		
	口座番号		
	(7桁)		
	口座名義		